



Title	我國の漁業労働紹介制度
Author(s)	今田, 清二
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 1, 107-122
Issue Date	1931-04
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10597
Type	departmental bulletin paper
File Information	1_p107-122.pdf



我國の漁業勞働紹介制度

今 田 清 二

千九百十九(大正八)年十月二十九日アメリカ合衆國政府に依りワシントンに招集せられた第一回國際勞働總會は失業に關する勸告並に失業に關する條約案を採擇し、千九百二十(大正九年)六月十五日國際勞働事務局の理事會に依りゼノアに招集された第二回國際勞働總會は海員に對する職業紹介所設置に關する條約案を採擇した。

第一回國際勞働總會の採擇した失業に關する勸告は國際勞働機關の各締盟國が手數料を徵收し又は營利を目的とする職業紹介所の設立を禁止する措置を執るべきこと及斯る職業紹介所が現に存在する場合には能ふ限り速に之を廢止する爲實行し得べき一切の措置を執るべきことを以つて内容の第一とし、失業に關する條約案は各締盟國が中央官廳の管理の下に在る公の無料職業紹介所の制度を設くべきことを規定してゐる。⁽¹⁾また第二回國際勞働總會の採擇した海員に對する職業紹介所設置に關する條約案は總て海員に對する職業紹介は營利を目的とする業務として經營することを得ず又直接に若は間接に何等の手數料を課することを得ざる旨規定してゐる。⁽²⁾我國の漁業勞働紹介制度は右の諸條約案並に勸告の至大なる影響を受けた。而して職業無料紹介の原則は既に或る形態と範圍とに於て實現された。然し此の種勞働保護に關する職業紹介上の原則は更に將來の實現に俟つべきものが些くない。本篇は主として職業無料紹介の原則が我國の漁業勞働紹介に實現され又は實現せらるべき形態と範圍とを闡明するを以て目的とする。

一、海事協同會の紹介事業

我國は大正十一年十一月二十三日海員に對する職業紹介所設置に關する條約案を批准して此の條約に加盟し、且同年船員職業紹介法並に其の關係法規を制定施行した。船員職業紹介法(大正十一年四月法律第三十八號 年十二月一日ヨリ施行)は海員に對する職業紹介所設置に關する條約の規定する原則に従ひ、船員職業紹介事業を行ふ者は何等の名義を以てするを問はず其の報酬として手数料其の他の財産上の利益を受くることを得ずと規定し、有料の若くは營利を目的とする紹介事業を禁止してゐる。

本法施行の當初逕信大臣は日本海員救濟會に對し補助金を交付して船員紹介事業を行はしめ、海員協會、日本海員組合等に對しても船員紹介事業を許可し、また多數の營利職業紹介業者に對しても暫時船員紹介事業を許可してゐた。然し船員職業の營利紹介業者に對しては其の許可期間滿了に際し期間更新を許可せず、大正十三年十一月末日より昭和二年三月末日に至る間に於て全國を通じ三十九名の船員職業紹介者の營業は自然廢止されて仕舞つた。⁽³⁾

他方に於て無料の職業紹介所は中央官廳の監督の下に協同する船舶所有者及海員の代表團體に依り又は右の協同行爲なきときは國自身に依り組織し且維持されなければならぬ。それは海員に對する職業紹介所設置に關する條約に規定されたところであつた。従て船員職業紹介法に政府は公益を目的とする法人其他の團體をして職業紹介業を行はしむることを得と規定されては居るが、日本海員救濟會、海員協會及日本海員組合等個々の團體の職業紹介事業は早晩廢止せらるべき性質のものであつた。斯くて大正十五年十二月船主協會、海員協會及日本海員組合の三團體に依り海事協同會が結成されるに至り、日本海員救濟會、海員協會及日本海員組合の船員職業紹介事業は海事協同會のみに統一された。海事協同會は帝國海運の健全なる發達に資するを目的とし船員の職業紹介

船員の待遇に關する事項の協議決定其の他同會の目的を達成する爲必要なる事業を行ふ。同會はその職業紹介事業のため全國に十個所の船員職業無料紹介所を設け逓信大臣監督の下に昭和二年四月一日一齊に其の業務を開始した。海事協同船員職業無料紹介所々在地は左の如くである。⁽⁴⁾

神戸、大阪、横濱、東京、小樽、函館、戸畑、門司、下關、長崎。

而して例へば海事協同會下關船員職業無料紹介所は昭和二年四月より七月に至る滿四箇月間に合計三百三十九人のトロール漁業汽船乗組員を紹介就職せしめ、又同會函館船員職業無料紹介所は昭和三年に蟹工船乗組員(漁雜夫を含まず)百三十人、昭和四年(十一月二十五日迄)に同じく百二十六人を紹介就職せしめた。尙蟹工船乗組員(漁夫雜夫を含まず)は一隻に付船長の外三十六名乃至四十名、漁期終了と共に其の大部分を解雇し翌年改めて雇傭するもので、昭和三年漁期終了後廣島縣因島、神戸方面で繋船した蟹工船乗組員は概ね神戸、大阪等の海事協同會紹介所に於て紹介した。⁽⁵⁾

二、公設職業紹介所の事業

大正十一年十一月二十三日我國は第一回國際勞動總會の採擇した失業に關する條約案を批准し、且之と前後して職業紹介法及び其の關係法令を制定施行した。職業紹介法(大正十年四月法律第五十五號第七條及第十二條ノ外同年七月一日ヨリ施行、大正十二年四月一日ヨリ全部施行)は内務大臣の管轄の下に市町村の設置する職業紹介所の制度を設け、且本法に依る職業紹介所の職業紹介は之を無料とし何等の名義を以てするに拘はらず、報償として手数料其他の財物を受くることを得ずと規定し、職業無料紹介の原則を明定してゐる。但し本法の規定に依る職業紹介所の數は全國を通じ大正十年末に百二十八箇所、大正十一年末に百十一箇所、大正十二年末に百四十一箇所であり、其の紹介に依り就職した水産業労働者は漁撈、養殖、製鹽其他を合せ大正十二年に百二人の少數であつた。⁽⁶⁾ 水産業労働紹介に付ては職業無料紹介の原則は殆ど

名のみであつたのである。

大正十二年四月職業紹介事務局官制の施行に依り中央及地方職業紹介事務局が開設されて後、漁業労働紹介事業は無料紹介の原則に従ひ改革を見るに至つた。就中其の對象となつたのは北海道鯨漁業並に露領漁業其他の労働紹介事業である。是等の漁業労働者は主として北海道及青森秋田兩縣から出稼してゐた。⁽⁷⁾

北海道鯨漁業(大正十二年)

露領漁業(昭和四年)

工船蟹漁業(昭和四年)

北海道	一三、六六八	八、七四四	九一七
青森縣	一五、八三五	四、一一二	一、五三六
秋田縣	五、六九二	三、五一〇	一〇二
岩手縣	一、四九八	一、三五八	四七二
其他	一七四	二、〇三五	一、四七五
計	三六、八六七	一九、七五九	四、五〇二

而も北海道、青森縣、秋田縣等には職業紹介法に依る職業紹介所の設立が普及せず、之をして右の季節的漁業労働紹介を有効に行はしめることは殆ど不可能であつた。即大正十二年末に於ける市町村設立の職業紹介所は北海道に五箇所のみで青森及秋田兩縣には一も無く、翌十三年末に至つても北海道に七箇所、秋田縣に一箇所存在するに止つた。⁽⁸⁾是に於て大正十三年十一月社會局長官は北海道並に青森、秋田、岩手、宮城、新潟、富山、石川の各縣に通牒を發し、暫定方針として出稼漁夫供給組合の設立を勸奨し公設職業紹介所に代へ紹介事業を行はしめることゝなつた。

大正十三年十一月の社會局長官の通牒は左の如くであつた。⁽⁹⁾

北海道鯨漁業労働者紹介要領

『北海道鯨漁業労働者ノ雇入ニ關シテハ從來漁業經營者ニ於テ各別ニ募集シ來リタルモ諸種ノ弊害アルヲ以テ左記要領

ニ基ツキ東京地方職業紹介事務局之カ需給調節ヲ圖リ關係道府縣廳及市町村長ニ於テ協力事務ニ從フモノトス。

一 般 方 針

- 一、 鯉漁業労働者ノ紹介ハ主トシテ市町村長之ニ當リ供給地市町村ニ於テハ必要ニ應シ出稼漁夫供給組合ヲ設ケ其組合長ハ可成當該市町村長ヲ以テ之ニ充ツルコト
- 二、 市町村長又ハ出稼漁夫供給組合長ハ出稼漁夫ヲ取纏メ團體紹介ヲ爲スコト
- 三、 市町村長又ハ出稼漁夫供給組合長ニ於テ出稼漁夫ヲ取纏メ漁業經營者又ハ其ノ代理者ト雇傭契約ヲ爲ス場合ハ市町村長又ハ職業紹介所ノ設アル市町村ニ於テハ職業紹介所長立會スルコト
- 四、 鯉漁業労働者所要員數ニ過不足アルトキハ東京地方職業紹介事務局ニ於テ需給調節ヲ圖ルコト
- 五、 原則トシテ前年漁期ノ雇傭關係ヲ踏襲スルコト 但地理的關係等ヨリ雇傭關係ヲ踏襲セシメサルヲ便宜ト認ムル者ニ就テハ此ノ限ニ在ラス

右紹介要領は單に北海道鯉漁業労働者のみを目的としてゐるが大正十四年十一月以來工船蟹漁業、露領漁業等に付ても適用されることゝなつた。例へば北海道廳内務部長より各市長並支廳長宛十一月二十八日の通牒に曰く

『今般別紙本道出稼漁業労働者紹介要領ニ基ツキ獨リ道内出稼鯉漁業労働者ノミナラス樺太沿海州其他ノ方面ニ於ケル鯉以外ノ團體的出稼漁業労働者ニ付之カ需給ノ調節ヲ圖ルコトト致シ候條……急速ニ出稼漁夫百人以上ニ達スル町村及百人以下ト雖必要ト認ムル町村ヲシテ別紙出稼漁夫供給組合ヲ組織セシメ之カ事務ヲ施行セシメラレ度』

斯くて設立された出稼漁夫供給組合數を設立年度別に示せば次の如く昭和三年末には二百十六に達した。(10)

	大正十三年	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和三年末現在
北海道	一	一	二二	八	一	三三
青森縣	—	九九	一一	二	—	一一二
秋田縣	—	五五	一四	三	—	七二
計	一	一五五	四七	一三	一	二一七

出稼漁夫供給組合は出稼する漁夫を組合員とし組合員の出稼に付團體紹介を爲し雇傭契約の舊弊を改善し以て

共同利益並に福祉の増進を圖ることを目的とする、大正十四年末東京地方職業紹介事務局の定めたる出稼漁夫供給組合同規約案の概要は左の如くであつた。(11)

出稼漁夫供給組合同規約案

第一條 本組合ハ何縣何郡何町(村) 出漁者供給組合ト稱シ事務所ヲ 町(村) 役場ニ置ク

第二條 本組合ノ區域ハ 町(村) 内トス

第三條 本組合ハ本組合區域内ヨリ縣外ニ出稼スル漁夫及本組合ノ賛助者ヲ以テ組織ス但シ賛助者ハ本組合ノ趣旨ヲ賛助スル者ニシテ本組合ニ於テ推薦又ハ承認シタル者ニ限ル

第四條 本組合ハ本組合員ノ出稼ニ付團體紹介ヲ爲シ雇傭契約ノ舊弊ヲ改善シ以テ共同ノ利益並ニ福祉ノ増進ヲ圖ルヲ目的トス

第五條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、雇傭契約斡旋ニ關スル事項

一、貸銀受拂ニ關スル事項

一、出稼者出發又ハ歸還ニ關スル事項

一、出稼中ニ於ケル出稼者並其ノ家族ノ保護ニ關スル事項

一、出稼者風紀ノ矯正ニ關スル事項

一、優良出稼者表彰ニ關スル事項

一、出稼地ノ調査ニ關スル事項

一、其他本組合ノ目的ヲ達スル爲ニ必要ナル事項

第六條 本組合ハ出稼者ニ過不足ヲ生シタル場合ハ速ニ其ノ旨關係地方廳及東京地方職業紹介事務局ニ通報シ其ノ指揮ニ依リ出稼者ノ便ヲ圖ルモノトス

第七條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一、組合長 一名 一、副組合長 一名 一、幹事 若干名 一、方面委員 若干名

第八條 組合長ハ町(村)長ノ職ニ在ル者ヲ推ス、副組合長ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ互選ス、幹事中一名ハ町(村)

役場吏員ニ付組合長之ヲ囑託シ他ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ互選ス、方面委員ハ組合長ノ指名ヲ以テ任命ス

第十五條 本組合ノ經費ハ左ノ收入ニ由ル

一、組合員出稼契約斡旋料

一、組合員負擔金及雜收入

第十八條 本組合員ハ本組合ノ紹介ニ據ルノ外漁業經營者又ハ其ノ代理人ト雇傭契約ヲ爲スコトヲ得ス

右準則案に基づき北海道廳に於ても秋田縣に於ても出稼漁夫供給組合規約準則を制定したが、原案と大差は無い。只北海道廳の定めた規約準則に出稼漁夫供給組合は組合員の雇傭契約義務不履行に因て生ずる責任に對し連帶保證を爲すべき旨規定されてゐるのは特色である。

出稼漁夫供給組合の組合員に對する雇傭紹介は無料である。雇主からは組合員(漁夫)一人に付通常一圓五十錢の手数料を徴收し、之を組合經費に充てるのであるが、組合員からは負擔金を徴收するに止まる。組合員負擔金は性質上組合費で雇傭紹介の手数料でない、而も大多數の組合は其の收入豫算に組合員負擔金を計上してゐない。例へば大正十五年青森縣下の組合六十三、秋田縣下の組合四十五、合計百八組合中豫算に負擔金收入を計上したものは青森縣の十八、秋田縣の十六、合計三十四組合で全体の三割一分に過ぎなかつた。而して出稼漁夫供給組合の組合員雇傭紹介成績は紹介を實施しなかつた組合を除外し次の如くである。

大正十五年には北海道の七組合に於て二千六百十三人、青森縣の百八組合に於て一万三千四十三人、秋田縣の六十五組合に於て六千七百九十九人、合計二万二千三百七十五人、一組合總平均百二十四人強に相當する。又昭和二年には北海道二十七組合の六千六百八十九人、青森縣百七組合の一万四千九百三十三人、秋田縣六十七組合の六千二百十人、合計二万七千八百三十二人一組合總平均百三十八人強に當る。⁽¹²⁾

職業紹介法に依る全國の職業紹介所は昭和四年十二月末に於て公立二百十七箇所私立三十九箇所合計二百五十五

六箇所であり、之に對する水産業求人數は千二百六十人、求職者登錄數千百十六人、就職者數八百十六人である。⁽¹⁾之を大正十二年即職業紹介事務局開設の年と比較せば職業紹介所數に於て百十五箇所、水産業就職者數に於て七百十四人の増加である。而も昭和五年五月青森地方職業紹介事務局の新設に伴ひ漁業勞働の紹介は主として公設無料職業紹介所をして之に當らしめんとする方策が愈々實現の域に達せんとして居る。無料職業紹介所の設立が普及し、元來暫定方針に基づいて設立された出稼漁夫供給組合に代らうとして居るのである。無料職業紹介所の漁業勞働紹介數は將來急激に増加するに至るであらう。

三、營利職業紹介事業所の事業

職業紹介法が公設職業紹介所の制度を設け且職業無料紹介の原則を明定した事は既に見た如くである。然し職業紹介法は船員職業紹介法と異なり有料の又は營利を目的とする職業紹介事業を禁止せず、有料又は營利を目的とする職業紹介事業に關しては別に命令を以て之を定むべき旨規定して居る。營利職業紹介事業取締規則^(大正十二年一月一日ヨリ施行)は之が爲存在して居る。營利職業紹介事業取締規則は第一に職業紹介業者の取締として職業紹介事業を營まむとする者は手數料額及其の領收方法其他の事項を具し地方長官の許可を受くべきこと、並に紹介業者及其の同居の戸主家族は藝妓娼妓酌婦又は之に類するものの周旋業、宿屋、料理屋、飲食店、貸座敷待合、藝妓屋、遊戯場、質屋、古物商、金錢貸付業其他之に類する營業を爲し又は其の營業者の從業者たることを得ずと規定した。又第二に職業紹介行爲の取締として、紹介業者は許可を受けたる手數料の外何等の名義を以てするを問はず報酬として財物其他の利益を受くることを禁止し且濫りに事業所以外の場所に於て被備者たることを勧誘すること其他の禁止事項を列舉した。

營利職業紹介事業取締規則に依る全國の營利職業紹介事業所數は昭和二年末三千三百八十五箇所、同三年末三

千四百十四箇所、同四年末三千三百五十七箇所であり、其の紹介に依る水産業就職者数は昭和二年に一万一千百四十五人、同三年に七千八百九十四人、同四年に九千五百五十七人であつた。⁽¹⁾是等營利職業紹介事業所の紹介に依る水産業就職者中大部分は北海道及其の近縣に於ける就職者と推定される。昭和五年北海道に於ける營利職業紹介事業所水産業紹介成績は左の如く、北海道の水産業就職者のみで五千百十七人に達してゐる。

北海道營利職業紹介事業所水産業紹介成績 (北海道廳調査)

昭和五年	紹介業者數	求人數	求職者登録數	紹介件數	就職者數
一月	一三一	六三	一一六	一〇〇	一〇〇
二月	一三一	二六八	五八三	四九九	四八九
三月	一二九	六七七	一、六六三	一、六八四	一、六五三
四月	一二八	四〇三	七三五	七四四	六九八
五月	一二八	一九二	四一七	七一五	三九九
六月	一二五	二六八	七五〇	七四七	五九六
七月	一二一	二二二	六四八	六四三	四九八
八月	一二一	八九	二八二	三三〇	二二七
九月	一二一	七五	二九六	二九四	二二五
十月	一一一	三二	六七	六三	四八
十一月	一一三	二七	一二二	一二〇	九五
十二月	一一三	二六	九八	九一	八九
計	二、三四二	五、七七七	六、〇二五	五、一一七	

營利職業紹介事業取締規則は營利職業紹介業者が受くべき手数料額及其の領收方法に付ては地方長官の許可を要する旨規定してゐる。右規定施行の爲各地方長官は道府縣令並に訓令を以て紹介手数料の標準及其の領收方法を

を定めてゐる。例へば北海道及青森、秋田兩縣地方の實例を見るに其の標準及領收方法に關する規定の内容は大同小異である。只北海道及秋田縣に於ては營利職業紹介業者の受くべき手数料領收方法は求職者、求人者雙方より各半額宛を受取ることとし、青森縣に於ては求職者より四割、求人者より六割を受けるを原則とした事、並に各地方に於て夫々手数料標準額に若干の相異がある。左に之に關する規定の概要を示す。

北海道

○營利職業紹介事業取締規則施行細則

(昭和元年十二月廳令第四號)
(昭和二年一月一日ヨリ施行)

手数料ハ求職者、求人者雙方ヨリ各半額ヲ受クルコト、但シ求職者ヨリ半額以下ヲ受ケタル場合ニ限り求人者ニ對シテ其ノ不足額ヲ請求スルコトヲ妨ケス

○營利職業紹介事業取締規則並同施行細則取扱手續

(昭和元年十二月訓令第十號)
(昭和二年一月一日ヨリ施行)

紹介手数料額ハ左記標準ニ依ルヘシ、但シ日給制ニシテ一個月以上ニ亘ルモノハ月給制ニ依リ、月給制ニシテ六箇月以上ニ亘ルモノハ年期制ニ依ルモノトシ、年期制、月給制ノ給額拾圓ニ滿タサルトキハ拾圓ト看做ス

一、年期制

給金七拾圓迄ハ百分ノ十以内、七拾壹圓以上ハ更ニ拾圓ヲ増ス毎ニ參拾錢ヲ加ヘ貳百壹圓以上ハ拾圓ヲ増ス毎ニ拾錢ヲ加フ

二、月給制

月給五十圓迄ハ給料一箇月分ノ百分ノ十五以内、五拾壹圓以上ハ更ニ拾圓ヲ増ス毎ニ參拾錢ヲ加フ

三、日給制

日給二日分以内

四、給金ノ定ナキモノ

壹圓以内

青 森 縣

○營利職業紹介事業取締規則施行細則

(昭和二年五月三日縣令第六十號
公布、日ヨリ施行)

手数料ハ許可ヲ得タル料額ノ百分ノ四十ハ求職者ヨリ、百分ノ六十ハ求人者ヨリ受ケルコト、但シ求職者ヨリ百分ノ四十以下ヲ受ケタル場合ニ限り求人者ニ對シ其ノ不足額ヲ請求スルハ妨ケス

○營利職業紹介事業取締規則並同施行細則取扱手續

(昭和二年五月三日青森縣訓令甲
第三十五號公布、日ヨリ施行)

紹介手数料ハ左ノ標準ニ依ルモノトス、但書省略(北海道ト同シ)

一、年 期 制

契約期間ノ給料額一箇年五拾圓迄ハ百分ノ八以内、五拾壹圓以上ハ拾圓ヲ増ス毎ニ貳拾錢ヲ加フ

二、月 給 制

契約期間ノ給料額一箇月五拾圓迄ハ百分ノ十以内、五拾壹圓以上ハ拾圓ヲ増ス毎ニ金五拾錢ヲ加フ

三、日 給 制

契約期間十五日以上ノモノニ在リテハ給料總額ノ百分ノ十二以内、但シ六圓ヲ超ユルコトヲ得ス、契約期間十五日未滿ノ

モノニアリテハ給料總額ノ百分ノ十五以内、但參圓ヲ超ユルコトヲ得ス

四、給料額及契約期間ノ定メナキモノハ一口參圓以内

秋 田 縣

○營利職業紹介事業取締規則施行細則

(昭和二年六月十七日縣令第五十號
公布、日ヨリ施行)

紹介手数料ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

一、給料ノ定アルモノハ給料月額ノ百分ノ十以内トシ其ノ最高額ヲ六圓トス、但シ參圓ニ滿タサルトキハ參圓迄受領スルコトヲ得

二、給料ノ定ナキモノ及求職者十六歳未満ナルトキハ參同以内
前項ノ金額ハ雇傭契約成立後各當事者ヨリ半額宛受領シ……………直チニ領收證ヲ交付スヘシ

四、漁業勞働募集

勞働者募集は一種の職業紹介である。職業紹介所又は紹介營業所の勞働紹介は求職者が其等事業所に到るを俟つて行はれ濫りに事業所以外に於て被傭者たることを勧誘し得ないに反し、勞働者募集は進んで求職者を探し之を勧誘して雇傭契約を結ばせるの差あるに過ぎぬ。

職工、鑛夫又は土工夫其の他の人夫の募集には原則として勞働者募集取締令(大正十三年十二月内務省第三十六號)が適用される。本取締令は三個の特色を有してゐる。第一は募集者及募集行爲を取締り特に應募者又は應募者を保護する者より手数料、報酬等何等の名義を問はず金錢其他の財物を受くることを禁止したこと、第二に就業時間、賃銀其他詳細に雇傭條件を明示すべき旨定めたこと、第三は一定の理由ある場合應募者の要求あるときは募集主又は募集従事者は應募者の歸郷のため必要な措置を爲すべき旨規定したことである。右の特色ある勞働者募集取締令は之を漁業勞働に適用するのは妥當であらう。何故ならば漁業勞働には募集に依つて雇傭され且遠隔地に出稼する者が少くないからである。大正十二年度の調査に依れば府縣より北海道鯨漁業に出稼した漁夫二万三千二百九十二人の十七%即三千九百九十二人は船頭に一切を託して雇入れた者、換言すれば船頭が募集した漁夫であつた。⁽¹⁵⁾北海道鯨漁業の外各種の事業を合せ、大正十四年の全國水産業出稼者合計は八万五千十二人に達し工業及鑛業出稼者合計三十七万四千九百三十五に次ぐ多數であつた。⁽¹⁶⁾大正十四年末以來青森、秋田其他の諸縣及北海道に出稼漁夫供給組合が設立され且組合員たる漁夫の雇傭は組合の紹介に依るべきこととなつたが、組合の紹介は只形式で従來通り船頭が村々を巡つて募集する漁夫は少くなかつた。昭和二年十一月札幌市に開催の北

北海道廳主催出稼漁夫供給事務協議會に於て尻岸内村出稼漁夫供給組合の提出した左の議案は此の消息を示してゐる。

○ 尻岸内村出稼漁夫供給組合提出議案大要

經營者中ニハ地方船頭若ハ知己ヲシテ漁夫ヲ物色雇傭契約ヲ爲シ賃銀前後組合ニ申出ツルモノアルモ如斯ハ地方船頭等ニ絶大ナル權威ヲ持タシムルモノニシテ組合ノ活動機能ヲ阻害スルコトトナルヲ以テ明春ヨリハ道廳ヨリ示サレタル申込書ヲ以テ直接組合ニ申込ムコトトナシ仲介者ノ斡旋ヲ拒否セラレタシ。

而も右の提案は即決否決された。出稼漁夫供給組合の紹介は單なる形式で實際は募集に依り漁夫雇入を爲す者が多かつた證據である。漁業労働者は遠隔の地に出稼すること甚だ多く、而も募集に依り雇傭される場合が少なくない限り労働者募集取締令を漁業労働者募集に適用することは意義深いものと云はねばならぬ。

然るに大正十四年四月七日付社會局長官は地方長官に對し労働者募集取締令は漁夫募集に適用せざることを通牒した。左の如し。

○ 労働者募集取締令適用範圍ニ關スル件

労働者募集取締令ハ漁夫農夫海員等ノ募集ニハ適用無之候條右御承知相成度

追テ之等ノ者ノ募集取締ニ付テハ實際ノ必要ニ應ジ廳府縣令ヲ以テ適宜取締ルコトハ妨ケサル儀ニ有之候

斯くの如き通牒は北海道鯉漁業經營者にとつて意外であつたに違ない。何故ならば從來彼等が青森縣で漁夫を募集する場合には北海道廳令勞務者募集取締規則(大正八年廳令第七十八號)に依る。道廳の證明があれば足るのであつた。

處が大正十二年一月青森縣令勞務者募集取締規則(大正十二年縣令第五十號)の施行に依り右道廳の證明以外募集地警察官署の許可を要するに至つた。斯くて北海道鯉漁業者は此の重複せる手續の省略に付同年の三月北海道水産會の決

議を以つて道廳に建議する等、統一的取締法規を要望してゐたものだからである。又右社會局長官の通牒は關係地方當局にとつても豫想通のものであつたとは云ひ難い。何故ならば北海道廳は労働者募集取締令施行細則（大十四年二月）に於て廳令労働者募集取締規則（大正八年）を廢止し、青森縣に於ても労働者募集取締令施行廳令第十五號）に於て廳令労働者募集取締規則（廳令第七十八號）を廢止し、青森縣に於ても労働者募集取締令施行規則（大正十四年三月）を制定施行すると共に漁夫募集取締に必要なる縣令労働者募集取締規則（大正十二年一月）（縣令第十三號）を制定施行すると共に漁夫募集取締に必要なる縣令労働者募集取締規則（縣令第五十號）を廢止してゐるからである。

遼英、漁夫募集に労働者募集取締令（大正十三年十二月）の適用無きことが明となつたので、青森縣では大正十四年十月新に漁夫募集取締規則（大正十四年十月）を制定し、其の中に労働條件の明示を要求し、又原狀回復義務を規定する等略々前記内務省令に準ずる規定を設けた。然し北海道では新に何等の取締規則を制定せず漁夫募集に付應募者を保護すべき規定を欠いてゐる。又秋田縣では労働者募集取締規則（大正十年第月縣令）に於て知事の許可を受けた手數料は之を募集者又は應募者より收受することを容認してゐる。漁業労働者募集取締に關する地方廳令は右の如く其の内容區々に互り、地方に依つては有料の又は營利を目的として漁業労働者募集を爲すことが自由に放任されてゐる。

結 言

漁業労働紹介は制度上二種に分れる。第一は漁船乗組船員の職業紹介で遞信大臣の監督に屬する。漁船々員職業紹介の權利は一般船員紹介の其れと同じく海事協同會のみに許與せられ、營利を目的とする業務として又は料金を徴收して之を行ふことは許されない。漁船乗組船員の無料職業紹介は其の組織に於て既に完成した。遠洋漁業の發達に伴ひ漁船々員職業紹介の必要が増すとき海事協同會船員職業無料紹介所網が更に完備して其の必要を満足するならば、職業無料紹介の原則は漁船乗組船員に對し完全に實現されるであらう。

漁業労働紹介の第二種は船員以外の漁業労働者の紹介で内務大臣の管轄に属する。船員に非ざる漁業労働紹介の権利は職業紹介法に依る無料職業紹介所に許與されてゐる外營利職業紹介事業も亦許可せられ、又地方に依り有料又は營利的なる漁業労働募集を行ふことも自由である。斯くの如く事情混沌の場合、先づ能ふ限り速に營利職業紹介事業を廢止するため一切の措置を執るべきことは既に第一回國際労働總會が各國に勸告した處である特に漁業労働に於ては遠隔地への出稼甚だ多く警察權の事實上行届き難い場合も少くない。漁業労働紹介に限り特に速に營利職業紹介事業を禁止すべき一大理由があると云ひ得る。

次に漁業労働者の募集は必ずしも之を禁止する要はない。然し又労働者募集取締令の適用範圍から特に漁夫募集を除外すべき理由も無い。否漁夫募集は遠隔地出稼労働者の募集として特に労働者募集取締令適用の必要が大であらう。而して若し之を適用することとせば區々に互る地方的取締は統一され、應募漁夫から料金を徴収することが出來なくなる。

漁業労働に於ける職業無料紹介の原則は一方に於ては海事協同會に依り、他方に於ては主として市町村立の職業紹介所に依つて實現され、無料の漁夫募集行爲が其の補助手段となるべきものと信ぜられる。

註

- 1 International Labour Conference, Geneva, 1919.
- 2 Do. 1920.
- 3 逓信省管船局調査
- 4 海事協同會刊海事協同會に就て、日本海員組合機關雜誌、海員昭和二年四月號附録
- 5 海事協同會下關船員職業無料紹介所並同函館船員職業無料紹介所調査
- 6 第四十四回帝國統計年鑑四一九頁、四二二頁、本年鑑に初めて職業紹介の項設定
- 7 北海道鯨漁業労働者出身地別調査北海道廳大正十二年十二月刊季節的移動労働者に關する調査七頁、其他は昭和四年度に關する函館水上警察署の調査

我國の漁業労働紹介制度

我國の漁業勞働紹介制度

- 8 東京地方職業紹介事務局、昭和二年十一月謄寫刷、管内職業紹介所網計畫概要
- 9 中央職業紹介事務局、昭和四年三月刊出稼漁夫供給組合調査一三頁
- 10 同上附表
- 11 北海道水産會に依る、尙秋田縣及北海道廳所定の準則に就ては前掲出稼漁夫供給組合調査七八頁、及北海道水産會刊
北海之水産第七號六七頁
- 12 東京地方職業紹介事務局、昭和三年十一月刊北海道鯿漁業勞働事情一三五頁一四一頁
- 13 中央職業紹介事務局、昭和五年十二月刊職業紹介年報五頁九九頁
- 14 帝國統計年鑑、第四七回乃至四九回、但昭和二年末營利職業紹介事業所數は職業紹介年報（昭和二年）八八頁に依り
修正す
- 15 北海道廳、大正十二年十二月刊季節的移動勞働者に關する調査二七頁
- 16 中央職業紹介事務局、昭和二年八月刊大正十四年出稼者調査五一頁